

建築確認申請書（建築物）第四面・第五面・第六面が作成できません

【質問】

・確認申請書（建築物）を作成したいが、第四面・第五面・第六面の入力欄がありません

【回答】

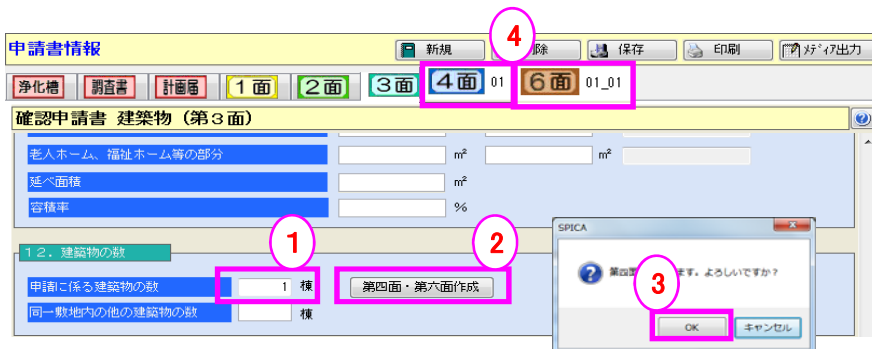
・申請建築物の規模により申請書の枚数が異なる確認申請書の第四面・第五面・第六面等の書面は、新規作成時に入力欄は作成されません。建築物の規模に合わせてそれぞれ作成してください。

■操作方法

I. 第四面・第六面の作成方法

※第四面・第六面は、申請に係る建築物の棟数にあわせて、作成します

- ①. 第三面の 12.建築物の数（申請に係る建築物の数）を入力します
- ②. 「第四面・第六面作成ボタン」をクリックします
- ③. OKボタンをクリックします
- ④. 第四面・第六面が追加されます（①で入力された棟数分作成されます）



II. 第五面の作成方法

※第五面は、建築物の階数にあわせて、作成します

- ①. 第四面の 6.階数を入力します
- ②. 「第五面作成ボタン」をクリックします
- ③. OKボタンをクリックします
- ④. 第五面が追加されます（①で入力された階数分作成されます）

